

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

山口県後期高齢者医療広域連合では、はり、きゅう及びあん摩マッサージ療養費について、受領委任制度の取扱いを平成31年4月1日から開始します。

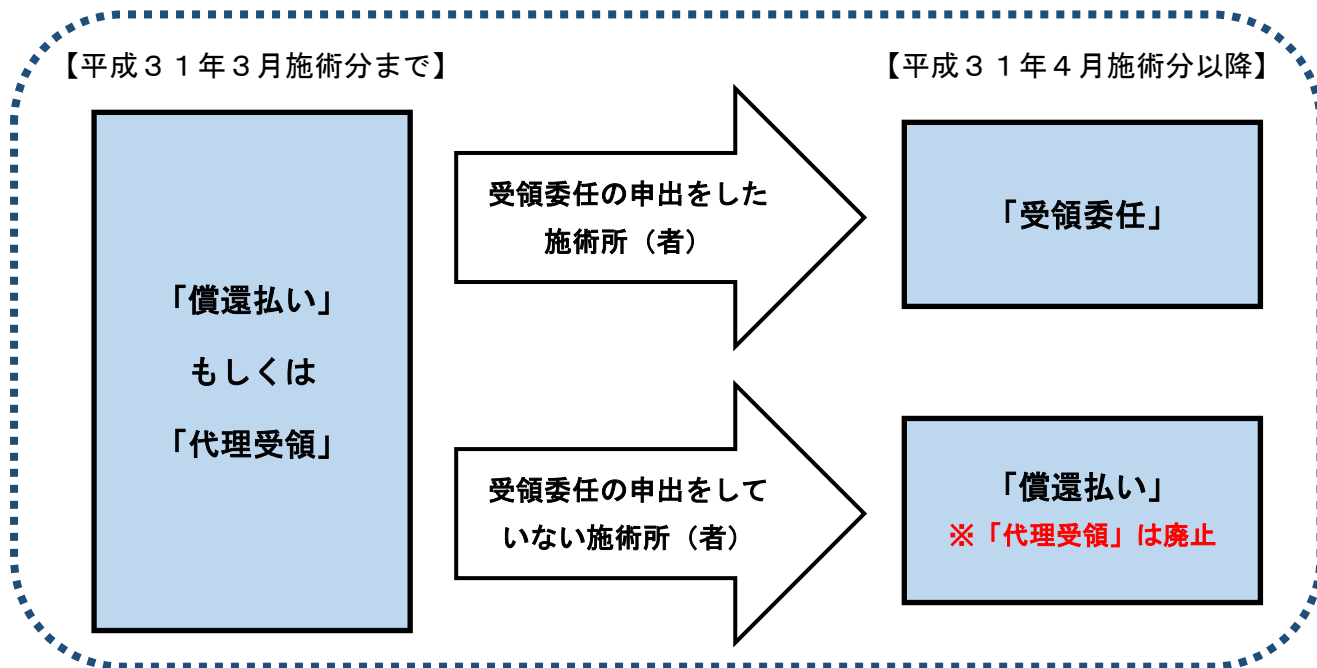
※この制度は厚生労働省通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日付保発0612第2号）に基づくものです。

平成31年4月施術分からの取扱いについて

山口県後期高齢者医療広域連合では、平成31年4月施術分から「受領委任による申請」もしくは「償還払い」（被保険者への直接払い）のいずれかの取扱いとなります。

代理受領に関しては、厚生労働省において受領委任制度に参加した保険者が代理受領を認めることは制度の趣旨に沿わないものとされたことから、平成31年3月施術分までの申請に限って取扱いを行います。

したがって、平成31年4月施術分以降、受領委任の申出がない施術所（者）からの申請に関しては、すべて「償還払い」での取扱いとなりますので、ご注意ください。



受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生（支）局へお早めの申請をお願いします

受領委任の取扱いを希望される施術所の施術者（または出張専門の施術者）の方は、平成31年3月31日までに施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生（支）局へ申請（申出）書類を提出していただきますようお願いいたします。

（※具体的な手続きについては、各地方厚生（支）局のウェブページをご確認いただき、お問い合わせについては、中国四国厚生局山口事務所（TEL:083-902-3171）となります。）

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

TEL 083-921-7113